

人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

人口・社会統計部会の審議状況（国勢調査）

人口・社会統計部会長 阿藤 誠

1 部会の開催状況

6月8日（月）の統計委員会における諮問以降、部会を2回開催。

第1回：6月10日（水） 第2回：6月30日（火）

今後2回（7月21日（火）及び8月21日（金））の部会の開催を予定。

8月21日（金）の部会において答申案を取りまとめる予定。

2 部会における主な議論等

(1) 調査事項について

「雇われている人」の区分を、「常雇」及び「臨時雇」から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更することについては、雇用形態の実態を一層的確に把握するものであり、適当。

「5年前の住居の所在地」については、調査時点における市町村の名称を記入することとしているが、「平成の大合併」を踏まえ、5年前当時の市町村の名称を記入の方がよいのではないかとの指摘。どちらの時点が適当かについては、再度審議を行うこととされた。

「5歳未満の子供の出生地」を新たに把握することについては、地域別の将来人口のより正確な推計に資することから、適当。

ただし、正確な把握を可能とするため、「調査票の記入のしかた」における説明の工夫が必要。

「就業時間」については、変動の把握が重要であること、統計情報の代替性が確保されていることなどから、廃止はやむを得ない。

「家計の収入の種類」に関する調査事項の削除及び「住宅の床面積の合計」の回答方法の実数記入方式から選択肢方式への変更については、適当。

(2) 調査方法、集計事項等について

調査の漏れや重複が生じるおそれがある外国人、学生、高齢者福祉施設等における高齢者及びネットカフェ等で寝泊まりする者について、正確な統計が作成されるよう留意を求める意見。

外国人に関する集計を充実させるため、国籍と教育の関係を把握する集計事項を追加すべきとの意見が出され、調査実施者において検討。

調査方法、集計事項等については、7月21日（火）の部会において、詳細を審議予定。

第 15 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 10 日 (水) 10:00 ~ 12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、井上専門委員、早瀬専門委員、審議協力者 (財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府)、事務局 (乾内閣府統計委員会担当室長、浜東総務省調査官他)、調査実施者 (千野総務省国勢統計課長他)
- 4 議 題 国勢調査の変更について

5 審議の概要

- (1) 阿藤部会長及び各委員の挨拶に引き続き、事務局から諮問第 18 号「国勢調査の変更について」の趣旨、検討の進め方、検討スケジュール等について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から、平成 22 年に実施される国勢調査の計画について説明が行われた。
- (3) 委員及び審議協力者から、今回の調査の変更等に関する質問や意見が出され、これに対する回答が調査実施者から行われた。主な質問及び意見並びにこれらに対する回答の概要は以下のとおり。

<調査事項>

今後、老人ホーム等に居住する高齢者がさらに増加すると考える。国勢調査において、高齢者がどういうところに住んでいるのか、老人ホーム等の施設の居住面積はどれくらいなのかといった情報をとらえることが必要ではないか。

老人ホーム等に居住する者については、漏れや重複が起こりやすいと認識しているので、漏れ等がないように、高齢者の実態を正確に把握していきたいと考えている。高齢者の状況に関しては、集計できるものについて、できる限り集計していきたいと考えている。

今回削除される就業時間は、国民経済計算の推計に利用されていると考える。国勢調査の調査事項から削除しても、あまり影響を与えないということを検討した上での対応と考えるが、検討の経緯を説明願いたい。

平成 22 年国勢調査の検討に当たり、各府省に各調査事項の利用状況を照会し、内閣府からは、国民経済計算では全国ベースの就業時間を使用しているとの回答であった。全国ベースの就業時間であれば、他の統計調査でも把握していることから、国勢調査から就業時間を削除しても問題ないと判断したところである。

現在、国勢調査では、失業者等の前職が把握されていない。一方、アメリカなど諸外国では、前職を把握している例があり、国連勧告でも記述がある。国際比較を可能とするためにも、前職を把握することが必要ではないか。

国勢調査で把握する就業状態は、9 月末 1 週間の状態であり、前職を把握しようとす

ると、調査事項を追加しないと難しい。一方、就業構造基本調査では、失業者を含め、前職に関して詳しく調査しているので、こちらのデータを利用していただくのが適当ではないかと考える。

5歳未満の子供の出生地の把握は、将来人口の推計にとって価値のある情報を把握するものであり、非常に評価できる。

「従業上の地位」において派遣社員を把握することは、非常に評価できるが、現在の調査票案では、「契約社員」を「パート・アルバイト・その他」の区分で把握することとしている。しかし、「契約社員」は家計の主な収入を得るために働いている場合が多く、「パート・アルバイト」よりも「派遣社員」に近いと考える。このため、「契約社員」の区分を新設するか、あるいは、「派遣社員」と合わせた区分とすることが合理的ではないか。

国勢調査では、雇用者の内訳において正規か非正規かという基本的な状況を把握することが重要と考えている。非正規雇用の詳細な内訳については、就業構造基本調査などで把握されている。

派遣社員は派遣先と派遣元とで産業が異なるため、国勢調査では、派遣社員のみ他の非正規雇用と区分して把握することにより、「従業上の地位」において、派遣元ベースの産業をとらえるとともに、「勤め先の事業の内容」において、派遣先ベースの産業をとらえることとしている。このため、「従業上の地位」で「派遣社員」と「契約社員」を併せて把握してしまうと、このメリットがなくなる。また、非正規雇用の区分としては「契約社員」のほかに「嘱託」などの区分もあり、国勢調査において、非正規雇用の詳細な区分を設定することは困難である。

いわゆるニートの存在は、今後の労働生産性を考える上で重要なポイントとなるので、国勢調査で把握できないか。職業訓練を受けているかどうかという調査事項を追加できれば、ニートの把握につながるのではないか。

就業構造基本調査では、職業訓練の状況や、普段仕事をしていない方に対する調査事項を多く設けており、同調査で把握することが可能と考える。

<調査方法>

外国人の数については、国勢調査のデータと外国人登録のデータを比較すると10パーセントぐらいの差がある。調査票を受けとっていない留学生の話も聞いたこともあるので、外国人に確実に調査票を配布し、回収することが必要ではないか。同様に、不在がちな学生に対する調査票の回収についても、調査員の一層の努力をお願いしたい。

外国人登録数については、登録を廃止しないで帰国するケースもあるため、実数が多くなる傾向がある。一方、外国人に対する調査は難しいということは認識しており、平成22年国勢調査では、各地域で形成されている外国人のコミュニティの協力を得るなど、地域ごとで、外国人に対する調査を円滑に実施するための取組を行いたい。

インターネット回答方式の導入は評価すべき点である。ただし、他調査の実施例をみると、国勢調査では、初回から10パーセントを越えるような利用率にはならないと考えるが、モデル地域として選定された所では円滑な実施とその評価・検証をしっかりとやっていただきたい。

モデル地域でしっかりとやっていきたい。

ネットカフェや簡易宿泊所で生活している方々が数万人いるとの指摘もある。国勢調査において、これらの方々をどのように正確に把握することとしているのか。

これまでの国勢調査でも、簡易宿泊所などに宿泊している方を把握する仕組みを設けてきており、この実績から、ネットカフェ等についても同様の対応が可能と考えており、調査の漏れがないように対応したいと考えている。

老人ホームや施設等における高齢者が重複して把握された場合、平均寿命等の算出に大きな影響が出る可能性がある。封入提出方式の全面導入等による調査の重複を防止するため、どのような確認を行うこととしているのか。

老人ホーム等に入所している高齢者やワンルームマンション等に入居している若者については、把握漏れや重複につながりやすいという認識を持っている。このため、この点に配慮した「事務要領」及び「調査の手引」を作成することより、都道府県、市町村及び調査員に的確な指導をしていきたいと考えている。

<集計事項>

法務省や厚生労働省の統計でも外国人に関するものはあるが、国勢調査でしか得られない外国人に関する情報として教育水準がある。国の方針として、外国人の高度人材の受け入れを推進しているが、この状況を把握する統計がないことから、国勢調査において集計を行っていただきたい。

国籍と教育の関係を把握する統計については、統計局として集計を行うことができないか検討していきたい。

オーダーメイド集計に関しては、既に平成 21 年 4 月から対応可能となっているとの説明であったが、匿名データの提供に関する計画はどうなっているのか。

匿名データの提供については、この 4 月から統計局実施の他の標本調査で始めたところであり、国勢調査については、その経験を踏まえ、平成 22 年調査終了後に提供が可能かどうかを検討していきたいと考えている。

<産業分類・職業分類>

日本全体の就業者数を把握する上で、国勢調査と経済センサスの関係をどのように捉えればよいのか。国勢調査で世帯から把握する産業別の就業者数と経済センサスで事業所側から把握する産業別の就業者数について、それぞれの役割の相違を明確にする必要があるのではないかと考える。

国勢調査での産業分類のとらえ方はこれまでと変わっていない。これから議論が始まる経済センサス側において、ある程度整理をしていただき、それを踏まえ、必要であれば国勢調査の方でも考えていくことになるのではないかと考える。

勤め先の事業の内容について、「管理事務を行っている本社などの場合」には「管理している全事業所を通じての主な事業の内容」を記載することとされている。海外に工場を移転し、国内では、海外の工場の管理や製品の輸入・販売等を行っている事業所の場合、海外の工場も含めて考えると「製造業」となるのかもしれないが、国内の事業所に限って、事業の内容を判断してもらった方がよいのではないかと考える。

また、産業分類に関して、平成 22 年国勢調査では、「管理業務」の分類を設けないこと

としているが、「管理業務」は国際標準産業分類では大分類として別に設定されていることなどを踏まえると、「管理業務」を分離して把握する方が、将来的に利用価値があるのではないか。

日本標準産業分類の改定に係る統計審議会の答申（平成 19 年 9 月）では、「管理，補助的経済活動を行う事業所」の分類については、「統計調査における実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある」とされており、世帯調査ではこれを把握することが難しいという認識の下での答申であったと考えている。また、実際に、世帯に本社かどうかも記入してもらうためには、このためだけに調査事項を追加する必要があると考える。このため、平成 22 年国勢調査については今の形で行うこととしたい。

一方、「主な事業の内容」を判断する対象の範囲は通常は国内の事業所になると思うが、いずれにせよ、紛れがないようにしたい。

<その他>

現在の調査票案は「4名連記式」となっているが、これを「3名連記式」とした場合、複数枚の調査票を必要とする世帯はどのくらい増加するのか。「3名連記式」とした場合、紙面に余裕ができるとともに、文字も大きくできるのではないか。平成 22 年国勢調査での変更は難しいと考えるが、今後の課題として考える余地があるのではないか。

調査票 1 枚でカバーできる世帯の割合についてみると、「4名連記式」の場合は約 9 割であるが、「3名連記式」となると約 8 割程度になるのではないかと思われる。

不在世帯の増加により、必要な枚数を確認できないまま調査票を郵便受けに入れざるをえないケースが増加していることを考えると、1 枚でできるだけ多くの方の状況を記入できる調査票にしておく方がよいと考える。なお、高齢者の方に対しては、「拡大文字調査票」も作成しており、要望があれば配布することとしている。

不在の可能性が高いのは単身世帯であり、世帯員数の大きな世帯で不在というのは考えにくいのではないか。「3名連記式」の調査票への変更について、今回対応ということではなく、今後考える余地はあるのか。

平成 22 年国勢調査では、これまで「3名連記式」の調査票を検証していないので、採用することは困難と考えるが、その後の調査に向けた検討事項として否定するものではないと考える。

個人情報漏えい事件などもあり、国勢調査に協力しない人も増えてくる可能性がある。今回調査では、報告義務及び罰則を周知する必要があるのではないか。

今回調査では、少なくとも報告義務については、今までよりも前面に出していきたいと考えている。

(4) 次回の部会では、事務局から今回の調査計画についての審査の方向性の説明を行った上で、調査計画の審議を行うこととされた。

6 次回予定

次回部会は 6 月 30 日（火）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

第 16 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 30 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出 席 者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、津谷臨時委員、井上専門委員、嶋崎専門委員、早瀬専門委員、審議協力者 (財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府) 事務局 (河合内閣府統計委員会担当室参事官、浜東総務省調査官他) 調査実施者 (千野総務省国勢統計課長他)
- 4 議 題 国勢調査の変更について

5 審議の概要

- (1) 事務局から、第 15 回人口・社会統計部会の結果の概要について説明が行われた。
- (2) 事務局から、今回の調査計画の変更の適否を判断するに当たり、統計法第 10 条に示された承認の基準となる観点を基に整理された審査の方向性について説明が行われた。
- (3) 調査実施者から、今回の調査計画の変更の考え方及び第 23 回統計委員会において出された意見等に対する回答について説明が行われた後、調査事項及び調査方法の変更について、審議が行われた。委員から出された主な意見等及びこれに対する調査実施者からの回答並びに審議の結果の概要は、以下のとおり。

< 調査事項 >

ア 雇用形態の区分の変更

「派遣元ベースと派遣先ベースの双方の産業構造を明らかにすることが可能」とのことであるが、それぞれどのように捉えることができるのか。

「従業上の地位」に関する調査事項において、「労働者派遣事業所の派遣社員」の区分を設けており、これにより派遣元ベースの産業構造を把握することが可能である。また、「所属の事業所の名称及び事業の種類」に関する調査事項において、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、派遣先の事業所の内容を記入することとしており、これにより派遣先ベースの産業構造を把握することが可能である。

9 月末の 1 週間の就業状態を把握するとしても、派遣社員の場合、複数の派遣先が存在する可能性があると思われるが、どのように把握されるのか。

二つ以上の事務所等で仕事をしている場合には、主に仕事をしている方、具体的には、仕事をした時間が最も長い事業所の内容を記入することとしている。

審議の結果、雇用形態の区分を変更することについては、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。

イ 5 年前の住居の所在地の記入方法

5 年前の住居の所在地を、平成 22 年 10 月 1 日現在の市町村の名称により把握することとしているが、過去の調査との連続性はどうか。

平成 22 年国勢調査の結果から旧市町村単位の人口移動の情報は得られないが、旧市町村単位で結果表章している前回調査の結果を新市町村単位に組み直し、平成 22 年調査の結果と比較する方法はある。

現在の市町村の名称による記入とする場合、世帯自らが、5 年前に住んでいた市町村の現在の名称を調べる必要がある。世帯の負担を軽減するため、現在の名称の記入が困難な場合、5 年前当時の名称の記入も可能ということ、調査票に記載しておく方がよいのではないか。

5 年前当時の名称が記入されても、集計の段階で現在の市町村の名称への変換が可能であると考えられることから、現在の名称が分からない場合には、当時の名称の記入が可能であることを「調査票の記入のしかた」に記載することとしている。

世帯の側では、当時の市町村の名称の方を覚えているのではないかとと思われる。また、合併後の市町村の単位による集計では、人口移動のデータが粗くなってしまう。このため、当時の名称の記入を原則とする方がよいのではないか。

また、当時の名称で把握すれば、後で現在の市町村の単位に統合することも可能であり、合併前と合併後の両方の情報を得ることができるのではないか。

当時の名称の記入を原則とすると、現在の名称と当時の名称が混在し、移動の状況が不明確になるおそれがある。

また、これまで、国勢調査では、現在の市町村の区域をベースとして人口移動の集計を行っており、政令指定都市については、区間の人口移動も把握してきている。しかし、合併により新たに政令指定都市となった市については、合併前の名称による記入とした場合には、政令指定都市内の区間の人口移動を把握できなくなる。

合併前の旧市町村の名称で把握すると、合併により新しく誕生した政令指定都市の人口移動を把握できなくなるが、合併後の現在の市町村の名称で把握すると、合併のあった多数の市町村の人口移動を把握できなくなる。どちらを優先すべきかの判断は難しいが、研究者としては、後者のデータを把握できる方がよいのではないか。

人口移動については、行政利用を考えると、現在の市町村の単位の集計が必要と考えるが、学問の面からの指摘も踏まえ、次回部会までに考え方を整理したい。

調査実施者において整理を行った上で、次回部会で再度審議を行うこととされた。

ウ 5 歳未満の子供の出生地の把握

調査票の「平成 年 10 月 1 日より後に生まれた人は出生当時ふだん住んでいた場所を記入」という注意書きについては、「出生当時ふだん母親が住んでいた」とした方が、正確な把握を行う上で適当ではないか。

母親と子供が別々に居住する場合もあることなどから、子供の常住地としては、あくまでも子供自身がふだん住んでいた場所を把握することとし、子供を主体とした表現とすることが必要である。

「母親が」という文言を入れる方がよいのかどうか議論となっているが、出産のかなり前から母親が実家に帰るケースもあると思われるので、「母親が」という文言を入れた場合、子供の出生地として母親の実家が記入されてしまうおそれがある。

子供が出生当時にふだん住んでいた場所を判断する際の基準は、子供が生まれてからの期間を基とし、生まれる前の状況は含まないということ、「調査票の記入のしかた」に記

載する方がよいのではないか。

これらの指摘を踏まえ「調査票の記入のしかた」の記載を検討したい。

審議の結果、「5歳未満の子供の出生地」を新たに把握することについては、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。ただし、正確な把握のため、「調査票の記入のしかた」における説明を工夫することが必要とされた。

エ 家計の収入の種類削除

「家計の収入の種類」に関する調査事項を削除することについては、家計の収入を把握する他の統計調査が整備されてきたことから、現時点で国勢調査において把握する必要性が低下したことに加え、他に把握が必要な事項が生じている状況を考慮すると、廃止はやむを得ないものと判断する。

審議の結果、「家計の収入の種類」に関する調査事項を削除することについては、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。

オ 就業時間の削除

就業時間の把握は重要であるが、5年周期の国勢調査で把握される就業時間はベンチマークとしての役割が主となると思われる。しかし、就業時間に関しては、ベンチマークとしての利用よりも、変動を把握することが重要と思われる。労働力調査など他の統計調査で、就業時間の変動を把握することができることから、国勢調査において就業時間の把握を断念することは一つの決断と考える。

調査事項の利用状況、代替情報の入手の可能性、調査票の小型化等の理由から、就業時間を削除することはやむを得ないとは考えるものの、平成12年調査以降に取り始めたデータでもあり、惜しいというのが率直な感想である。

今回、貴重な情報が削除されるのは非常に残念である。特に、就業時間は、女性の就業と子供の関係における重要な要素であるため、必要な情報と考えるが、他の統計調査でも代替情報を得られることを考慮すると、やむを得ないと考える。

就業時間は重要な情報ではあるが、働いている方だけに係る事項である。したがって、子供から高齢者までを対象とする国勢調査において把握するよりも、就業状況等の把握を目的とする統計調査において、拡充を行っていくことが適当であり、国勢調査の就業時間を削除することは、やむを得ないと考える。

審議の結果、就業時間の把握の重要性及びニーズの高さは認められるが、5年周期の国勢調査で把握する必要性を考慮した上で、統計情報の代替性が確保されていることなどから、就業時間を削除することについては、審査の方向性どおりやむを得ないものとされた。

カ 住宅の床面積の回答方法の変更

実数を記入するより、階級を選択する方が回答しやすいと考える。ただし、調査票案の選択肢は「 m^2 」単位となっているが、「坪」単位の面積しか分からない方も多いと思われるため、「坪」を「 m^2 」に換算する際の目安となる換算表のようなものが「調査票の記入のしかた」に記載されていれば、回答がしやすくなるのではないかと考える。

「調査票の記入のしかた」のスペースの問題も考慮しながら、工夫を考えたい。

審議の結果、住宅の床面積の回答方法を実数記入方式から選択枝方式に変更することに

については、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。ただし、「調査票の記入のしかた」における説明を工夫することが必要とされた。

キ 重複の範囲の合理性

過去に住宅・土地統計調査を審議した際に、国勢調査と住宅・土地統計調査の役割分担について議論があったと思われる。これについては、住宅・土地統計調査での問題になると思われるが、検討が必要ではないか。

国勢調査と住宅・土地統計調査の関係や在り方については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)において、平成25年の住宅・土地統計調査を企画する際に検討することとされていることから、検討はそちらに委ねることが適当とされた。

<調査方法>

封入提出方式を全面導入することにより、信頼性のある情報を得られる可能性はある。一方、調査票に未記入があった場合に、補完を行うことになると思われるが、調査事項によっては無理に補完を行った場合、不正確な結果が出るおそれがあるため、未記入の場合には、「不詳」としてそのまま集計した方がよい。

市町村の審査の段階で、調査票に未記入がある場合、世帯に照会を行うこととしている。そこで補完ができない場合に、住民基本台帳等による補完を行うこととしている。これらを含め適正な補完処理を行った後にもなお未記入項目があれば、「不詳」として集計する。

調査票を郵送で提出する際に、郵送提出用の封筒ではなく、封入提出用の封筒が誤って使用され、投函された場合、市町村に調査票が届かないのではないかと。

封入提出用の封筒に設けている「連絡先」の欄に、市町村の住所を記載することとしており、封入提出用の封筒で投函された場合でも、市町村に届くことになる。

別の統計調査では、封入提出用の封筒に「窓」を付けて、調査票が入っているかどうか確認できるようにしていたが、国勢調査ではそのような工夫はしないのか。

国勢調査は規模が非常に大きく、封筒に少し特別な処理をただけで全体のコストが大きく増加するため、封入提出用の封筒には工夫を行っていない。

調査方法の変更等については、引き続き、次回部会で審議を行うこととされた。

なお、未記入の調査事項や集計における「不詳」の取り扱いについては、「集計事項」を審議する際に併せて議論することとされた。

(3) 次回部会では、引き続き調査計画の審議を行うこととされた。

また、次回部会で、調査実施者から、第3次試験調査の実施状況について、可能な範囲で説明を行うこととされた。

6 次回予定

次回部会は7月21日(火)10時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。